

# 事業系ごみの処理ガイドブック

## ～事業系ごみの適正処理方法～

### 1. 事業者の責務

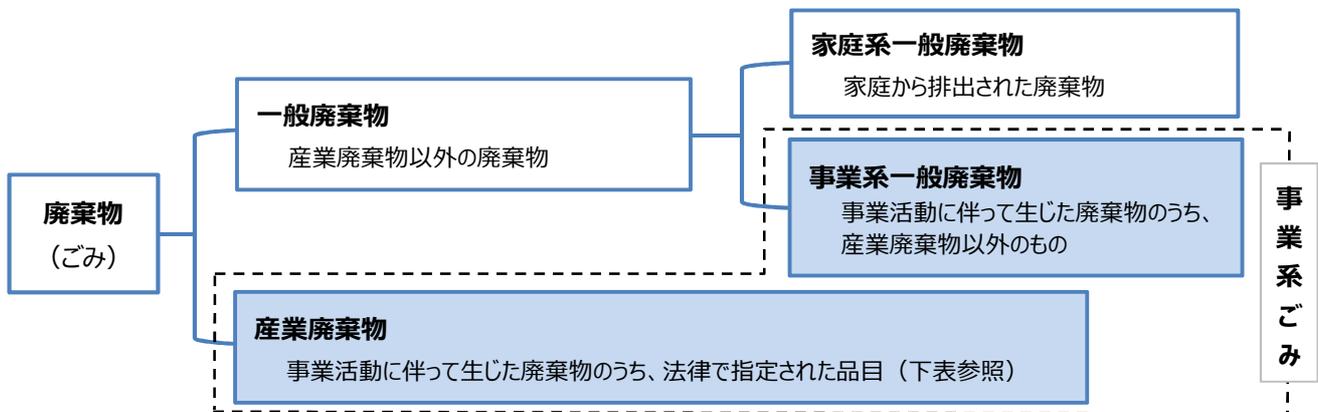
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条において、事業者には次の責務があると規定されています。

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- 廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

「事業者」とは、事務所・商店・飲食店・工場・ホテル・スーパー・農業・畜産業など営利を目的としたものだけでなく、病院・社会福祉施設・官公庁・学校・保育所などの公共サービスを営む者も含まれます。

### 2. 事業系ごみとは

「事業系ごみ」とは、事業活動に伴って排出されるごみのことで「産業廃棄物」と、それ以外の「事業系一般廃棄物」とに分けられます。



【産業廃棄物一覧表】

① 燃え殻	電気事業等から発生する石炭がら、灰かす	⑪ 動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場において家畜の解体等による特定部位等の残さ
② 汚泥	工場排水等の処理や各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの	⑫ ゴムくず	天然ゴムくず
③ 廃油	鉱物性油、動植物性油脂、潤滑油、絶縁油など	⑬ 金属くず	鉄工または非鉄金属の研磨くず及び切削くず
④ 廃酸	廃硫酸、廃塩酸などの酸性の廃液	⑭ ガラスくず	ガラスくず、コンクリートくず、耐火レンがくず、陶磁器くず
⑤ 廃アルカリ	廃ソーダ液、金属せっけん液などのアルカリ性の廃液	⑮ 鋳さい	高炉、平炉、転炉等の残さいなど
⑥ 廃プラスチック類	発泡スチロール、ポリ袋、容器包装材、タイヤなど	⑯ がれき類	工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片
⑦ 紙くず	紙製造業、製本業、建設業などの特定の業種から排出されたもの	⑰ 家畜ふん尿	畜産農業から出される牛・豚など家畜のふん尿
⑧ 木くず	木材製造業、建設業などの特定の業種から排出されたもの	⑱ 家畜の死体	畜産農業から出される牛・豚など家畜の死体
⑨ 繊維くず	繊維工場、建設業などの特定の業種から排出されたもの	⑲ ばいじん	工場の排ガスを処理して集じん機に集められたもの
⑩ 動植物性残さ	食品製造業などで原料として使用していた動植物に係る不要物	⑳ 上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの	

### 3. 事業系ごみの適正処理

#### ●事業系一般廃棄物

以下の3つの方法により、適正に処理してください。

#### ①ごみ処理施設（児玉郡市広域市町村圏組合立小山川クリーンセンター）へ直接持ち込む

【搬入日】 月～金曜日（祝日を含む。年末年始を除く。）

【搬入時間】 8：40～12：00  
13：00～16：30

【処理料金】 200円／10kg

【所在地】 本庄市東五十子151-1

【電話番号】 0495-22-8200



#### 【持ち込む際の注意事項】

- ①産業廃棄物（5ページ参照）は受け入れません。
- ②荷台をシートで覆う等、途中でごみが落下、飛散しないようにしてください。
- ③枝木類は長さ1m、太さ直径2.5cm以下にしてください。

#### ②本庄市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託する

本庄市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託してください。収集日や排出方法、料金などについては、各許可業者へご相談ください。なお、許可業者は、市ホームページで確認できます。

《本庄市ホームページ》 <http://www.city.honjo.lg.jp>

TOPページ > くらし > ごみ・リサイクル >

本庄市一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者 > 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

#### ③事業用認定袋に入れて地域のごみ収集所へ排出する

事業系一般廃棄物の処理は、処理施設への自己搬入か許可業者への委託が原則ですが、以下の条件のすべてを満たす場合に限り、地域のごみ収集所に出すことができます。

- ◆事前に、収集所の管理者（自治会等）の承諾を得ること。また、その収集所の利用ルールに従うこと。
- ◆児玉郡市共通の事業用認定袋に入れること。
- ◆1収集日に排出する量は2袋までとし、1袋の総重量が 8kg以下であること。

#### ※収集運搬・処分業に関する例外「専ら物（もっぱらぶつ）」

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、法制定以前より資源回収業者によって回収されていた「専ら再生利用の目的となる廃棄物（専ら物）」について、再生利用を業として行う者は、処理業（収集運搬・処分業）の許可を不要としています。

「専ら物」は、 ●古紙 ●くず鉄（古銅等を含む金属くず） ●あきびん類 ●古繊維 の4品目とされ、収集運搬業・処分業の許可を持っていない資源回収業者や古物商に処理を委託することができます。

## ●産業廃棄物

産業廃棄物は、小山川クリーンセンターに搬入できません。産業廃棄物処理業の許可業者に委託し、適正に処理してください。

### 産業廃棄物に関するお問い合わせ

【産業廃棄物の取扱いについて】

◆埼玉県環境部産業廃棄物指導課 ☎048-830-3135

<http://www.pref.saitama.lg.jp>

TOPページ > くらし・環境 > ごみ・リサイクル > 産業廃棄物 >

産業廃棄物処理に関する制度 > 産業廃棄物の取扱いについて「排出事業者の処理責任」

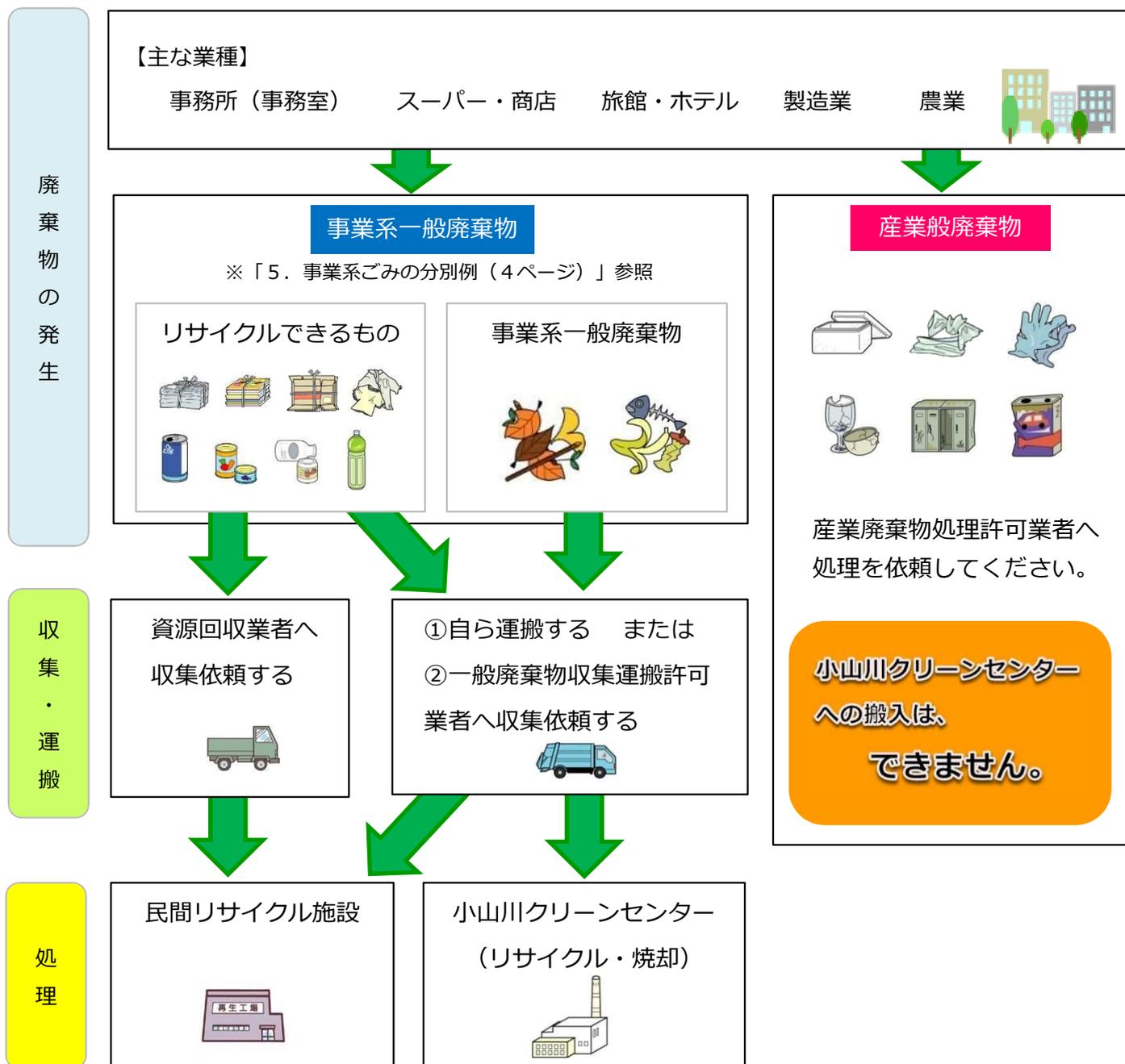
【産業廃棄物処理業許可業者について】

◆一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

<http://saitama-sanpai.or.jp/>

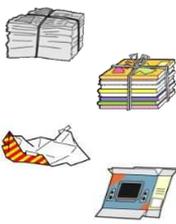
ホームページ内の「産廃取扱事業者検索」システムで、産業廃棄物名や地域を入力することにより条件に適合する産業廃棄物処理業者（協会会員に限る）を検索できます。

## 4. 事業系ごみの処理の流れ

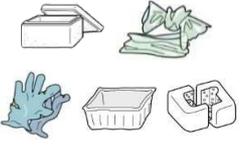
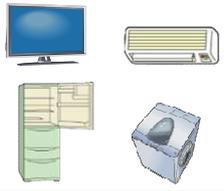


## 5. 事業系ごみの分別例

事業系ごみの中には、リサイクルできるものが含まれています。次の表を参考に分別し、できる限りリサイクルして、ごみの減量化に努めてください。

事業系一般廃棄物		
品目	具体例	備考
<b>古紙</b> 	<b>新聞紙 雑誌 段ボール OA紙（コピー用紙） シュレッダー紙 紙パック 雑がみ（包装紙、紙袋、紙箱）</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ・建築工事等に係る紙くずや製紙、出版、印刷物加工業等から生じた紙くずは、産業廃棄物です。                 </div>	・「 <b>本庄市事業系古紙回収協力店</b> 」に持ち込んでリサイクルしてください。 <div style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">                         詳細は7ページ                     </div> ・リサイクルできない紙、汚れた紙くずは、小山川クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。
<b>生ごみ</b> 	<b>食品の食べ残し 売れ残り 調理残渣等</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ・食料品製造業、医薬品、香料製造業等から生じた食品の原料やかすは産業廃棄物です。                 </div>	・食品関連事業者は食品リサイクル法で減量・リサイクルが義務付けられています。 <div style="text-align: right; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px 5px; border-radius: 5px;">                         詳細は8ページ                     </div> ・リサイクルできない場合は、小山川クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。
<b>古布</b> 	<b>作業服 制服 布きれ等</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ・建築工事等に係る繊維くずや繊維工業等から生じた繊維くずは産業廃棄物です。                 </div>	・リサイクルできる古布は、資源回収業者に処理を依頼してください。  ・リサイクルできない場合は、小山川クリーンセンターで可燃ごみとして処理することができます。
<b>缶 びん ペットボトル</b> 	<b>飲食用の缶類・びん類・ペットボトル</b>  ※従業員が個人的に消費したものに限り	・リサイクルできるものは、資源回収業者に処理を依頼してください。
<b>可燃ごみ</b> 	<b>プラスチック類</b> （市販の弁当容器、カップ麺容器、菓子袋、レジ袋等）  ※従業員が個人的に消費したものに限り  <b>草木類 木くず</b> （剪定枝、刈草、落ち葉、木製家具等）  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ・建設工事等に係る木くずや、木材又は木製品製造業、物品賃貸業等から生じた木くず、木製パレットは産業廃棄物です。                 </div>	・枝木は、直径25cm以下、長さ100cm以下にしてください。

# 産業廃棄物

品目	具体例	備考
<b>廃油</b> 	<b>食用油 エンジンオイル等</b>	・リサイクルできる廃油は、資源回収業者に処理を依頼してください。
<b>廃プラスチック類</b> 	<b>発泡スチロール PPバンド ラップ類 トレー ビニール袋 フィルム類 緩衝材類等</b>	<b>【注意】</b> 小山川クリーンセンターに搬入される一般廃棄物の中に、プラスチック類の混入が多くみられます。たとえ家庭系ごみと同じプラスチックでも、事業活動に伴って発生するものは産業廃棄物となりますので、分別と適正処理を徹底してください。
<b>金属くず</b> 	<b>一斗缶 スプレー缶 刃物類 その他金属製品（事務机、ロッカー等）</b>	
<b>ガラスくず 陶磁器くず</b> 	<b>コップなどのガラス類 蛍光灯 電球 茶碗 植木鉢等</b>	
<b>電池</b> 	<b>アルカリ電池 マンガン電池 バッテリー</b>	
<b>家電4品目</b> 	<b>テレビ エアコン 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機・衣類乾燥機</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ◇家庭用で販売されているものは、家電リサイクル法によりリサイクルが義務付けられています。（業務用として製造されたものは対象外）                     </div>	・販売店に引き取りを依頼するか、指定引取場所へ自己搬入して処理してください。詳細は(一社)家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。  ・または産業廃棄物処理業者へ依頼して処理してください。
<b>パソコン</b> 	<b>デスクトップパソコン本体 ノートブックパソコン CRTディスプレイ 液晶ディスプレイ等</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ◇資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。                     </div>	・メーカー受付窓口へお問い合わせください。詳細は(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。  ・または産業廃棄物処理業者へ依頼して処理してください。
<b>小型家電</b> 	<b>カメラ 電話機 DVDプレイヤー 電卓 時計等の小型電子機器</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ◇小型家電リサイクル法により、認定事業者等に依頼してリサイクルに努めてください。                     </div>	・認定事業者または同等の資源化処理技術を持つ事業者に依頼して処理してください。詳細は環境省のホームページをご覧ください。  ・または産業廃棄物処理業者へ依頼して処理してください。
<b>小型二次電池</b> 	<b>ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池等</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                         ◇資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。                     </div>	・JBRCの拠点回収を利用してください。詳細は(一社)JBRCのホームページをご覧ください。  ・または産業廃棄物処理業者へ依頼して処理してください。

## 6. ごみの減量・リサイクル

### ●取り組みメリット

- ①ごみ処理に係る経費を減らすことができます。
- ②社会貢献する企業として、イメージアップにつながります。
- ③製造工程の合理化や職場の効率化につながります。



### ●3Rを進めましょう

3Rの取組には、自分ひとりや部局単位でできる内容、会社全体でやらなければならない取組など、様々なものがあります。事務所の形態や業種によって取組内容は異なりますので、現状を把握し、できることから実践しましょう。



### 紙ごみの3R



店舗や事務所では、OA紙やパンフレット、段ボールなどの紙類を多く使用し、廃棄されています。紙類はリサイクルルートが整備されており、減量効果も高いことから、取り組みやすい品目です。

#### リデュース

- ・両面印刷や複数ページ印刷をして、紙の使用量を減らす。
- ・電子メールや社内ネットワーク化により、ペーパーレス化を図る。
- ・紙コップや紙おしぼりなどの使い捨て商品の使用を控える。

#### リユース

- ・不要となった紙の裏面をメモ用紙として使う。
- ・使用済みの封筒を社内連絡用として再利用する。
- ・段ボールやファイル等を繰り返し使う。

#### リサイクル

- ・再生品を積極的に選び、使用する。
- ・種類ごとに分別し、古紙回収業者に依頼してリサイクルする。



▲分別BOX使用例

### 紙の分別ポイント

紙の中には、リサイクルできるものとできないものがあります。また、種類によって再生利用される用途が異なるため、種類ごとに分け、ひもでしばるなどしてから出してください。

#### リサイクルできるもの

※金属クリップやビニール、フィルム等は取り除いてください。

- 新聞紙(折込チラシ含む) ●雑誌 ●段ボール ●紙パック(内側がアルミのものは不可)
- OA用紙(コピー用紙) ●雑がみ(包装紙、紙箱、封筒等) ●シュレッダー紙(ビニール袋に入れる)

#### リサイクルできないもの(禁忌品)

可燃ごみとして処分してください。

- カーボン紙・・・伝票類、複写用紙など ●感熱紙・・・レシート、ロール状のFAX用紙など
- 写真・・・写真、アルバム、写真用紙など ●圧着はがき・・・ダイレクトメール、公共料金の請求書など
- 臭いのついた紙・・・洗剤や香料の箱、石けん包装紙など
- 汚れた紙・・・使用済みのティッシュペーパー、油のついた紙など
- 防水加工された紙・・・紙コップ、紙皿、カップ麺やヨーグルトの容器など
- ワックス付段ボール・・・輸入青果物や水産加工品を入れる、ろうやワックスが塗られた段ボール

## 分別した古紙は、本庄市事業系古紙回収協力店に持ち込みましょう。

### 本庄市事業系古紙回収協力店とは

事業所等で不要になった古紙を、協力店の営業時間内に持ち込めば、少量でも無料で処分できます。

そのため、保管場所に困っていた古紙を手早く片付けられる利便性があるとともに、古紙を一般廃棄物として処理していた事業所は、ごみ処理費用の節減にもつながります。

### 本庄市事業系古紙回収協力店一覧表

事業所名	所在地	電話番号	営業時間	持込可能なもの							収集	機密文書処理
			休業日	新聞紙	雑誌	段ボール	OA紙	シュレッツ ダー紙	紙バック	雑がみ		
(株)木村商店	本庄市 寿2-11-19	0495-24-2458	8:00~17:00 日曜、祝祭日、 夏季・冬季休暇	○	○	○	○	×	×	×	×	×
(株)新井商店	本庄市 小島南3-1-37	0495-22-3253	9:00~16:00 日曜	○	○	○	○	×	×	×	○	×
(有)山崎商店	本庄市 前原1-10-30	0495-22-5346	8:00~17:00 日曜、祝祭日、 盆休、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○	×
(株)サニタリーセンター 新井工場	本庄市 新井800	0495-24-8281	9:00~16:30 日曜、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(株)サニタリーセンター のぞみ館	本庄市 (照若町)208-1	0495-24-0516	9:00~15:00 月曜、年末年始	○	○	○	○	○	○	○	×	×
寿商事	本庄市 寿3-11-36	0495-24-3437 090-9396-5526	8:00~18:00 なし	○	○	○	○	○	○	○	○	×
永田紙業(株) 本庄事業所	本庄市 児玉町共栄300-4	0495-73-1020	8:00~17:00 年末年始	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(有)南商店 上里営業所	児玉郡上里町 七本木2960-2	0495-33-2277	8:00~17:30 日曜、年末年始	○	○	○	○	×	○	○	○	×

【注1】搬入の際は、事前に業者にご連絡ください。

【注2】収集及び機密文書の処理については、排出量や排出場所等の条件により料金が異なりますのでご注意ください。

【注3】この内容は、平成30年2月現在のものであり、最新情報は市ホームページをご確認ください。

## 機密文書もリサイクルできます！



個人情報を含む書類や社外秘文書等の機密文書も、機密性を保持したまま様々な方法でリサイクルできます。焼却処理から、自社の方針に合った処理方法でリサイクルすることをご検討ください。

本庄市事業系古紙回収協力店の中にも、機密文書処理が可能な事業者がいますので、処理方法や料金等について、お問い合わせください。

### 処理方法

- ★移動式裁断・・・裁断機を搭載した車両が排出場所まで行き、現地で裁断処理する方法。
- ★定置式裁断・・・排出場所から書類を回収し、処理施設まで運んで裁断処理する方法。
- ★直接溶解・・・箱に入った書類を、製紙工場の溶解処理機に直接投入して液状化させる方法。

## 生ごみ（食品廃棄物）の3R

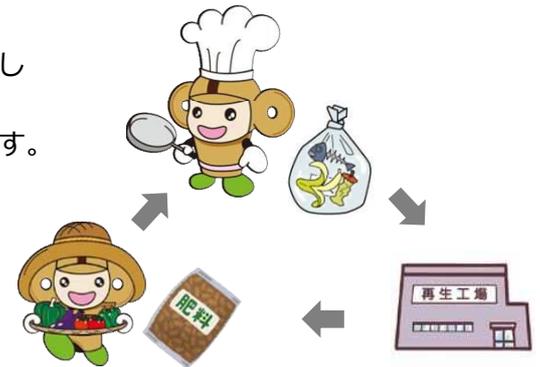
食品関連事業者（①食品製造・加工業者②食品卸売・小売業者③飲食店及び食事の提供を伴う事業を行う者）は、売れ残りや食べ残しなどの食品廃棄物の発生抑制や再生利用等に取り組むことが、食品リサイクル法により求められています。詳しくは農林水産省ホームページをご覧ください。

### リデュース

- ・年齢層に応じたメニューを用意するなど、食べ残しを減らす工夫をする。
- ・ばら売りや値引き販売等により、売れ残りを減らす。
- ・排出前の水切りを徹底する。

### リユース・リサイクル

- ・登録再生利用事業者に依頼し、リサイクルする。
- ・リサイクルによりできた堆肥・飼料を使用して育てられた食材を販売、使用する。



▲食品リサイクルループ

埼玉県では、「彩の国エコぐるめ協力店」として、食品ロスや食品廃棄物を減らす取組を実施する事業者を募集しています。登録店には、登録証を贈呈し、店の取組を県のホームページで紹介します。詳細は、県ホームページをご覧ください。

[TOPページ](#) > [くらし・環境](#) > [ごみ・リサイクル](#) > [食品ロスの削減](#) > [彩の国エコぐるめ事業](#)

## 事業系ごみQ&A

- Q1 事業系ごみは少量しか出ず、種類も一般家庭から出るごみと変わらないのですが？
- A1 量や内容に関わらず、事業活動に伴って排出されたごみは事業系ごみです。少量であっても適正に処理をしてください。
- Q2 住居と店舗・事務所等が同じ建物の場合、ごみはどのように出したらよいですか？
- A2 日常生活から発生したものは家庭系ごみとして、事業活動で発生したものは事業系ごみとして分け、それぞれ適正に処理をしてください。
- Q3 許可業者に委託する場合の料金は決まっているのですか？
- A3 許可業者ごとに、廃棄物の種類、収集量、収集の頻度などによって料金は変わってきます。詳しくは許可業者にご相談ください。

【発行】 平成30年3月  
本庄市 経済環境部 環境推進課（市役所4階）  
【所在地】 本庄市本庄3丁目5番3号  
【電話】 0495-25-1172（直通）  
【FAX】 0495-25-1248

